

熊本県公報

号外 第 16 号の 11
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 1
○熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令	(") 1
○熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令	(") 2
○熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 2
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(") 3
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(") 15
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令	(") 19
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(") 19
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 19
○熊本県旅券センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 20
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 20
○天草地域夕曇建設事業所処務規程の一部を改正する訓令	(") 20
○熊本県景観整備室設置規程の一部を改正する訓令	(") 20
○熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 21
○熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 22
○熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 22
○熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 22
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(") 22
○熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令	(") 24
○熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 24
○くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令	(") 24
○熊本県生活習慣病対策室設置規程	(") 24
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(") 25

規 程

熊本県訓令第 8 号

本庁各部 (局) 課 (総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程 (昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2) の一部を次のように改正する。

- 第 3 条 福祉課の項第 1 号を次のように改める。
(1) 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関すること。
第 3 条 保健予防課の項第 7 号を次のように改める。
(7) 老人保健に関すること。

第 3 条 保健予防課の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。
(19) 国民健康保険に関すること (保健事業に係るものに限る。)

第 8 条 第 1 項第 17 号中「(昭和 43 年法律第 97 号)」の次に「に基づくばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設」を、「基準適合命令、改善命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査」の次に「並びに同法に基づく特定粉じん排出等作業に係る届出の受理、計画変更命令、基準適合命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査」を加える。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 9 号

本庁各部 (局) 課 (総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県林業研究指導所処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「企画調査部」を「企画指導部」に改め、同条第 5 号を削る。

第 5 条企画調査部の項中「企画調査部」を「企画指導部」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 林業技術についての普及及び研修に関すること。

(4) 林業後継者等の育成指導に関すること。

第 5 条普及指導部の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 10 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程（昭和 58 年熊本県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中工を削り、才を工とし、力を才とし、同号キ中「才」を「工」に改め、同号キを同号カとする。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 11 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県工業技術センター処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1248 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県産業技術センター処務規程

第 1 条中「熊本県工業技術センター」を「熊本県産業技術センター」に改める。

第 2 条第 1 号中「企画調整課」を「総務企画部」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 計量検定部

(8) 農産加工部

第 3 条第 3 項中「課及び各部」を「各部」に、「課長及び部長」を「部長」に改め、同条第 4 項中「課長及び部長」を「部長」に改め、同条第 5 項中「工業審議員」を「産業技術審議員」に改め、同条第 6 項中「工業審議員」を「産業技術審議員」に、「工業技術」を「産業技術」に改め、同条第 9 項中「及び研究参事」を「参事及び研究参事」に改め、同条中第 12 項を第 13 項とし、第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第 4 条中「課及び各部」を「各部」に、同条企画調整課の項中「企画調整課」を「総務企画部」に改め、同項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 県内工業団体等との連携及び調整に関すること。

(10) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。

第 4 条微生物応用部の項第 2 号中「農林水産物等」を「食品関連企業等の農林水産物等」に改め、同条材料開発部の項の次に次の 2 項を加える。

計量検定部

(1) 計量関係の登録及び届出に関すること。

(2) 計量器の検定及び検査に関すること。

(3) 基準器の検査に関すること。

(4) 計量取締に関すること。

(5) 適正計量管理事業所に関すること。

(6) 計量技術の指導に関すること。

(7) 計量思想の普及に関すること。

(8) 諸統計の報告に関すること。

(9) その他計量に関すること。

農産加工部

- (1) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る研修及び指導に関すること。
- (2) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 県産農産物等の製品開発の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 県産農産物等の加工及び流通技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。

第 5 条第 22 号中「熊本県工業技術センター条例」を「熊本県産業技術センター条例」に改め、同条中第 23 号を第 24 号とし、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

(23) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 10 条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。

同条に次の 2 項を加える。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務（次長の服務を除く。）に関すること。
- (2) 職員の旅行命令（次長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

3 計量検定部長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- (2) 所属職員の旅行命令（部長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 計量関係の登録に関すること。
- (4) 計量器の検定に関すること。
- (5) 計量器の定期検査に関すること。
- (6) 基準器の検査に関すること。
- (7) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (8) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
- (9) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (10) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。
- (11) その他定例的かつ軽易な事項の処理に関すること。

第 6 条第 2 項中「企画調整課長」を「総務企画部長」に改める。

第 7 条の見出しを「(報告等)」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 所長は、計量検定部における毎月の事業実施状況を翌月 25 日までに知事に報告しなければならない。

3 計量検定部における定期検査及び立入検査が終了したときは、遅滞なくその成績を知事に報告しなければならない。

4 所長は、基準器、検定用具の出納を簿冊に記載し、毎月 1 回以上現品を調査するとともに、毎年 1 回その調査書を作成し、知事の閲覧に供しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県計量検定所処務規程（昭和 34 年熊本県訓令甲第 22 号）
- (2) 熊本県食品加工研究所処務規程（昭和 63 年熊本県訓令第 23 号）

熊本県訓令第 12 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 項中「首席政策審議員」の次に「、首席統計審議員」を加え、同条第 10 項中「、歯科医長、医療政策監」を削り、同条第 11 項中「環境政策監」の次に「、廃棄物公共関与政策監」を加え、同条第 13 項中「、家畜衛生対策監」を削る。

第 5 条第 15 項中「統計審議員」を「首席統計審議員及び統計審議員」に改め、同条中第 20 項及び第 21 項を削り、第 22 項を第 20 項とし、第 23 項を第 21 項とし、第 24 項を第 22 項とし、第 25 項を第 23 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

24 廃棄物公共関与政策監は、上司の命を受け、廃棄物処理に係る公共関与の推進及び調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第 5 条中第 26 項を第 25 項とし、第 27 項から第 37 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 38 項を削り、第 39 項を第 37 項とし、第 40 項から第 51 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 1 総務部の項中

人事課

を

人事課

に改め、環境生活

総務事務センター

「

「

」

部の項中

水俣病対策課

 を

水俣病保健課
水俣病審査課

 に、「交通安全・青少年課」を「交

通・くらし安全課」に改める。

別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の知事決裁事項の欄第 6 号中「部長（局）専決」を「部（局）長専決」に改め、同表部（局）長専決事項の欄第 18 号中「寄附採納」の次に「（熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）第 9 条の規定による物品の寄附を除く。）」を加え、同表同欄第 19 号中「（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）」を削り、同表の 2 支出負担行為に係る共通専決事項中

14 使用料及び賃借料		2,000 万円以上	400 万円以上 2,000 万円未満	400 万円未満	リース契約に限る。
		500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	

を

14 使用料及び賃借料		5,000 万円以上		5,000 万円未満	工事に伴う用地の使用に限る。
		2,000 万円以上	400 万円以上 2,000 万円未満	400 万円未満	リース契約に限る。
		500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	

に改める。

別表第 3 総務部人事課の項中「吏員相当職以上の者」を「職員（部（局）長専決事項の欄第 3 号に規定する技能労務職員を除く。）」に改め、同表同部同課の項部（局）長専決事項の欄第 3 号中「吏員相当職以外の者」を「技能労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）」に改める。

別表第 3 総務部人事課の項の次に次の項を加える。

総務事務センター	1	総務事務の集中処理に関すること。					
----------	---	------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 総務部私学文書課の項第 3 項部（局）長専決事項の欄第 2 号中「盲学校、ろう学校」を「特別支援学校」に改め、同表同部同課の項第 4 項第 2 号中「法規」の次に「政策法務」を加え、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同表同部管財課の項第 3 項部（局）長専決事項の欄中第 4 号を削り、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 6 号を削り、同表同部市町村総室の項第 1 項部（局）長専決事項の欄第 18 号中「枠配分」を「同意等予定額通知」に改め、同項同欄第 19 号中「要望」を「起債予定額」に改め、同項同欄第 20 号中「地方債許可方針及び許可方針の運用」を「地方債同意等基準等」に改め、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項同欄第 5 号中「地方自治法」を「同法」に改め、同号を同項同欄第 6 号とし、同項同欄第 2 号の次に次の 3 号を加える。

3 地方自治法第 219 条第 2 項の規定による市町村等の予算報告を受理すること。

4 同法第 233 条第 6 項の規定による市町村等の決算報告を受理すること。

5 同法第 252 条の 17 の 11 の規定による市町村等の条例の制定又は改廃の報告を受理すること。

別表第 3 総務部市町村総室の項第 1 項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 10 号中「（熊本市分に限る。）」を削り、同表同部同総室の項第 4 項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中「（熊本市分に限る。）」を削り、同表同部同総室の項第 9 項中「及び明るい選挙推進協議会」を削り、同表同部危機管理・防災消防総室の項第 6 項知事決裁事項の欄第 1 号中「第 18 条の 2」を「第 29 条」に改め、同項同欄第 2 号中「第 24 条の 2」を「第 43 条」に改め、同項同欄第 3 号中「第 24 条の 3」を「第 44 条」に改め、同項部（局）長専決事項の欄第 2 号から第 5 号までの規定中「第 18 条の 2」を「第 29 条」に改め、同項同欄第 6 号中「第 20 条の 2」を「第 38 条」に改め、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 3 号から第 5 号までの規定中「第 18 条の 2」を「第 29 条」に改め、同表同部同総室の項第 8 項部（局）長専決事項の欄第 1 号中「第 18 条の 2」を「第 29 条」に改め、同表同部同総室の項第 9 項部（局）長専決事項の欄第 5 号中「規定より」を「規定により」に改め、同表同部同総室の項第 10 項中「応用に」を「応用の」に改め、同表同部男女共同参画・パートナーシップ推進課の項第 6 項部（局）長専決事項の欄中第 1 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 1 号とし、第 8 号を第 2 号とし、第 9 号を第 3 号とし、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 1 号及び第 2 号を削り、同表健康福祉部

高齢者支援総室の項中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項、第 8 項を第 7 項とし、同表同部障害者支援総室の項第 3 項部（局）長専決事項の欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

3 同法第 38 条の 2 第 3 項の規定及び熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 15 号）の規定により報告を命ずること。

別表第 3 健康福祉部障害者支援総室の項第 3 項部（局）次長専決事項の欄中第 3 号を削り、同表同部同総室の項第 12 項部（局）長専決事項の欄中第 1 号中「児童福祉法」を「同法」に改め、同号を同項同欄第 6 号とし、同項同欄中第 2 号を第 7 号とし、第 3 号を第 8 号とし、同項同欄に第 1 号から第 5 号までとして次の 5 号を加える。

- 1 児童福祉法第 24 条の 2 の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。
- 2 同法第 24 条の 5 の規定による災害その他の特別の事情がある場合の支給割合の決定に関すること。
- 3 同法第 24 条の 15 の規定による指定知的障害児施設等の設置者等に対する報告等の命令、当該指定知的障害児施設等への立入り等に関すること。
- 4 同法第 24 条の 16 の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する勧告に関すること。
- 5 同法第 24 条の 17 の規定による指定知的障害児施設等の指定の取消し等に関すること。

別表第 3 健康福祉部障害者支援総室の項第 12 項部（局）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

9 同法第 57 条の 2 の規定による障害児施設給付費等の額に相当する金額の徴収に関すること。

別表第 3 健康福祉部障害者支援総室の項第 15 項中「、あかねワークセンター及びあかね生活支援センター」を「及びあかねワークセンター」に改め、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 1 号中「熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成 6 年熊本県条例第 21 号）第 3 条」を「熊本県あかねの里設置条例（平成 6 年熊本県条例第 21 号）第 6 条」に改め、同表健康福祉部医療政策総室の項第 9 項及び第 10 項を削り、同項第 11 項中「老人保健法」の次に「（昭和 57 年法律第 80 号）」を加え、第 11 項を第 9 項とし、同項第 1 号を次のように改める。

			(1) 国民健康保険法 （昭和33年法律第192号） の施行に関すること（保健事業に係るものを除く。）。			1 同法施行規則 （昭和33年厚生省令第53号）第23条の規定による国民健康保険組合の役員の届出を受理すること。		
						2 同規則第36条の規定による国民健康保険団体連合会の役員の届出を受理すること。		
						3 同規則第43条の規定による保険者		

							及び国民健康保険団体連合会の毎月の事業状況の報告を受理すること。		
--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------	--	--

別表第 3 健康福祉部健康づくり推進課の項第 6 項部（局）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

3 育成医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと（育成医療単独で行う場合に限る。）。

別表第 3 健康福祉部健康づくり推進課の項に次の項を加える。

		10 生活習慣病対策室に関すること。							
		(1) 生活習慣病対策の推進に関すること。							
		(2) 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。							
		(3) 老人保健法の施行に関すること（老人医療制度に係るものを除く。）。		1 保健事業実施計画の総合調整に関すること。 2 市町村に代わって医療以外の保健事業の一部を行うこと。					

別表第 3 健康福祉部健康危機管理課の項第 2 項部（局）長専決事項の欄第 6 号中「及び第二種感染症指定医療機関」を「、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改め、同項同欄中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項同欄第 6 号の次に次の 1 号を加える。

7 同法第 43 条の規定により報告を求め、検査させること。

別表第 3 健康福祉部健康危機管理課の項第 2 項部（局）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

13 同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により保健所を設置する市の健康診断について指示すること。

別表第 3 健康福祉部健康危機管理課の項第 2 項部（局）次長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

2 同法第 53 条の 13 の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。

別表第 3 健康福祉部健康危機管理課の項第 3 項を削り、同表同部同課の項第 4 項部(局)次長専決事項の欄第 1 号中「第 6 条」を「第 3 条」に改め、同表同部同課の項中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表環境生活部自然保護課の項第 1 項中「こと」を「こと。」に改め、同表同部同課の項第 4 項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第 5 号中「飼養のための捕獲及び」を「愛がん目的を除く」に改め、同項同欄第 7 号中「鳥獣飼養登録票」の次に「(愛がん目的を除く。)」を加え、同表環境生活部水俣病対策課の項を次のように改める。

水俣病 保健課	1 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の施行に関する こと。	1 公害による健康被害に係る被害者等(以下環境生活部水俣病保健課の項において「公害健康被害者等」という。)の対策の策定に関する こと。 2 公害健康被害者等の健康調査の基本計画策定に関する こと。	1 公害健康被害者等対策の実施に関する こと。 2 公害健康被害者等の健康調査の実施計画策定に関する こと。 3 同法に規定する障害補償等の区分に関する こと。	1 同法に規定する療養費等の給付に関する こと。 2 水俣病に係る統計に関する こと。		
	2 水俣病総合対策事業に関する こと。		1 保健手帳対象者の決定に関する こと。	1 医療手帳及び保健手帳の変更及び再交付等に関する こと。 2 健康管理事業の実施に関する こと。		
	3 公害保健福祉事業に関する こと。			1 公害保健福祉事業の実施に関する こと。 2 特殊寝台の貸付等に関する こと。		

						ること。		
水俣病 審査課	1 公害健康被害の補償等に関する法律の施行に関すること（水俣病保健課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法に基づく申請に係る処分に関すること。						
	2 公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会に関すること。							
	3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究事業に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。 2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等の決定に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。 2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付に関すること。			
	4 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関すること。		1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。					

別表第 3 環境生活部交通安全・青少年課の項中「交通安全・青少年課」を「交通・くらし安全課」に改め、同表同部同課の項に次の 1 項を加える。

		10 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第 161						
--	--	---------------------------	--	--	--	--	--	--

		号) の施行に 関すること。					
--	--	-------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 商工観光労働部商工政策課の項中第 14 項を削り、第 15 項を第 14 項とし、第 16 項を第 15 項とし、同表同部同課の項第 17 項中「福岡事務所及び計量検定所」を「及び福岡事務所」に改め、同表同部同課の項中第 17 項を第 16 項とし、第 18 項から第 20 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表同部産業支援課の項第 12 項中「工業技術センター」を「産業技術センター」に改め、同表同部経営金融課の項第 3 項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項部（局）長専決事項の欄第 2 号中「第 27 条第 2 項の規定により貸金業契約約款を認可すること」を「第 24 条の 6 の 3 の規定により業務の改善を命ずること」に改め、同項同欄第 3 号を削り、同項同欄第 4 号中「第 36 条第 1 項」を「第 24 条の 6 の 4 第 1 項」に改め、同号を同項同欄第 3 号とし、同項同欄第 5 号中「第 37 条第 1 項の規定により登録を取り消すこと」を「第 24 条の 6 の 4 第 1 項及び第 24 条の 6 の 5 第 1 項の規定により登録を取り消すこと並びに同法第 24 条の 6 の 4 第 2 項の規定により法人の役員を解任を命ずること」に改め、同号を同項同欄第 4 号とし、同項同欄第 6 号中「第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による貸金業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること」を「第 24 条の 6 の 6 第 1 項の規定により登録を取り消すこと（同項第 2 号に該当するときに限る。）」に改め、同号を同項同欄第 5 号とし、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 2 号を削り、同項同欄第 3 号中「に關すること」を「の届出を受理すること」に改め、同号を同項同欄第 2 号とし、同項同欄第 4 号中「を受理すること」を「及び同法第 24 条の 6 の 2 の規定による開始等の届出を受理すること」に改め、同号を同項同欄第 3 号とし、同項同欄中第 5 号及び第 6 号を削り、同項同欄に次のように加える。

- 4 同法第 24 条の 6 の 6 第 1 項の規定により登録を取り消すこと（同項第 1 号に該当するときに限る。）。
- 5 同法第 24 条の 6 の 7 の規定により登録を抹消すること。
- 6 同法第 24 条の 6 の 10 第 1 項及び第 2 項の規定による報告の徴収並びに同条第 3 項及び第 4 項の規定による立入検査に關すること。
- 7 同法第 24 条の 6 の 11 第 2 項の規定により貸金業者に命ずること並びに同条第 3 項及び第 4 項の規定による承認をすること。

別表第 3 商工観光労働部観光物産総室の項中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

- 10 伝統的工芸品産業の育成に關すること。

別表第 3 商工観光労働部労働雇用総室の項第 11 項部（局）長専決事項の欄第 4 号中「第 170 条」を「第 170 号」に改め、同表農林水産部農林水産政策課の項第 4 項中「農業振興地域整備促進協議会」を「農業振興促進審議会」に改め、同表同部同課の項中第 9 項を第 10 項とし、第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表同部同課の項第 5 項中「食品加工研究所、」を削り、同表同部同課の項中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

		5 農村地域工業 等導入事業に 關すること。		1 実施計 画に同意 すること。 2 資金融 通促進事 業に關す ること。			
--	--	------------------------------	--	---	--	--	--

別表第 3 農林水産部団体支援総室の項第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

		2 森林組合に 關すること。		1 森林組 合の設立 を認可す ること。 2 森林組 合の定款 の変更を 認可す ること。 3 森林組 合の合併 及び解散 を認可す ること。	1 森林組 合職員の 研修を実 施するこ と。	1 森林組 合の一斉 調査をす ること。	副総 室長
--	--	-------------------	--	--	-------------------------------------	-------------------------------	----------

				4 森林組合を指導育成すること。			
	3 水産関係団体に関すること。			1 水産業協同組合の設立を認可すること。 2 水産業協同組合の定款の変更を認可すること。 3 水産業協同組合の合併及び解散を認可すること。			

別表第 3 農林水産部農業経営課の項第 12 項部（局）長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表農林水産部畜産課の項第 14 項から第 17 項までを次のように改める。

	14 家畜保健衛生に関すること。				1 家畜衛生に関する思想の普及活動を実施すること。		
	15 家畜伝染病予防に関すること。			1 家畜伝染病の発生又はまん延を防止するための検査、注射、薬浴又は投薬を命ずること。 2 家畜伝染病を予防するため消毒を命ずること。 3 家畜伝染病の発生に伴う	1 家畜の伝染性疾病及び患畜の届出を受理すること。 2 家畜伝染病まん延防止のためとった措置について農林水産大臣への報告及び関係都道府県への通報をすること。		

必要な処
置に関す
ること。

4 患畜又
は擬似患
畜の殺処
分を命ず
ること。

5 家畜伝
染病まん
延防止の
ため家畜
等の移動
禁止又は
制限を命
ずること。

6 家畜伝
染病まん
延防止の
ため家畜
集合施設
の開催、
放牧等の
制限を命
ずること。

7 家畜防
疫員の任
免及び雇
上獣医師
の委(解)
嘱をする
こと。

8 家畜防
疫員の派
遣及び要
請に関す
ること。

9 動物用
医薬品等
取締規則
(昭和36
年農林省
令第3号)
第57条第
1 項の規
定により
許可する
こと。

10 家畜防

			疫自衛組織の強化指導に関すること。				
	16 動物薬事に関すること。		<p>1 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく許可の取消し等を行うこと。</p> <p>2 動物用医薬品又は動物用医療機器の販売業者に対し、条件に対する違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 薬事監査員を任命すること。</p> <p>4 動物用医薬品の指導取締りに関すること。</p>		<p>1 不良品、不正表示等について、廃棄その他の措置を命ずること。</p> <p>2 配置販売業者及び配置員の身分証明書を発行すること。</p> <p>3 動物用医薬品販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可（更新に係る許可を除く。）を行うこと。</p>		
	17 獣医事に関すること。		<p>1 診療簿及び検案簿の検査を行うこと。</p>		<p>1 獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定による届出の進達を行うこと。</p> <p>2 獣医療法（平成4年法律46号）第</p>		

						3 条の規定による診療施設の開設の届出の受理に関すること。		
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	--

別表第 3 農林水産部農村整備課の項第 6 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表土木部都市計画課の項第 7 項中「景観整備室」を「景観公園室」に改め、同項第 1 号中「及び環境緑化」を「環境緑化及び公園」に改め、同表同部新幹線都市整備総室の項第 2 項中「新幹線事務所」を「新幹線・熊本駅周辺整備事務所」に改め、第 3 項を削り、同表同部下水環境課の項第 1 項知事決裁事項の欄第 4 号中「準用する」を「準用する」に改め、同表同部建築課の項第 3 項知事決裁事項の欄中第 3 号を次のように改める。

3 同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、工事（造成面積 10 万平方メートル以上のもの）の計画を変更しようとするときの許可をすること。

別表第 3 土木部建築課の項第 3 項知事決裁事項の欄に次のように加える。

4 同法第 14 条第 5 項の規定に基づく宅地造成に伴う災害防除工事の代執行に関すること。

5 同法第 20 条の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定又は指定を解除すること。

別表第 3 土木部建築課の項第 3 項部（局）長専決事項の欄第 5 号中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同号を同項同欄第 8 号とし、同項同欄第 4 号中「第 16 条」を「第 17 条」に改め、「同条第 3 項」の次に「の規定により準用される第 14 条第 5 項」を加え、同号を同項同欄第 7 号とし、同項同欄第 3 号中「第 13 条」を「第 14 条」に改め、同号を同項同欄第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

6 同法第 15 条の規定に基づき、工事等（造成面積 5 万平方メートル以上のもの）の届出を受理すること。

別表第 3 土木部建築課の項第 3 項部（局）長専決事項の欄第 2 号中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、同号を同項同欄第 4 号とし、同項同欄第 1 号の次に次の 2 号を加える。

2 同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、工事（造成面積 5 万平方メートル以上 10 万平方メートル未満のもの）の計画を変更しようとするときの許可をすること。

3 同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、工事（造成面積 5 万平方メートル以上のもの）の計画の軽微な変更をしたときの届出を受理すること。

別表第 3 土木部建築課の項部（局）長専決事項の欄に次のように加える。

9 同法第 22 条の規定に基づき、改善命令（同条第 3 項の規定により準用される第 14 条第 5 項の代執行を除く。）をすること。

10 同法第 23 条の規定により準用される第 19 条の規定に基づき、造成宅地防災区域内の造成宅地の状況を検査すること。

別表第 3 土木部建築課の項第 7 項部（局）長専決事項の欄中第 17 号を第 18 号とし、第 2 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項同欄第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 同法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項及び第 18 条第 4 項の規定に基づく構造計算適合性判定に関すること。

附 則

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 土木部建築課の項第 7 項の規定は平成 19 年 6 月 20 日から、別表第 3 商工観光労働部経営金融課の項第 3 項の改正規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日から施行する。

（熊本県巡回診療所処務規程等の廃止）

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

（1）熊本県巡回診療所処務規程（昭和 39 年熊本県訓令甲第 11 号）

（2）熊本県交通事故相談所設置規程（昭和 42 年熊本県訓令甲第 21 号）

（3）熊本県立保健学院処務規程（昭和 47 年熊本県訓令第 2 号）

（4）熊本県新幹線事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 19 号）

（熊本県立保育大学校処務規程の一部改正）

3 熊本県立保育大学校処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 427 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項中「助教授」を「准教授」に改める。

第 7 条中「吏員」を「職員」に改める。

（熊本県こども総合療育センター処務規程の一部改正）

4 熊本県こども総合療育センター処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「事務長」を「事務部長」に改め、同条第 8 項中「福祉審議員」を「健康福祉審議員」に改める。

第 4 条第 1 項中「事務長」を「事務部長」に改め、同条第 6 項中「福祉審議員」を「健康福祉審議員」に、「福祉に関する」を「健康福祉に関する」に改める。

第 7 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。

(熊本県公印規程の一部改正)

- 5 熊本県公印規程(昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 16 の項を削り、同表中 17 の項を 16 の項とし、18 の項から 40 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、39 の項の次に次の 1 項を加える。

40	熊本県産業技術センター所長印	方 21	一般文書用(専用)	産業技術センター計量検定部	産業技術センター計量検定部長
----	----------------	------	-----------	---------------	----------------

別表第 2 中「 16 」を削り、17 を 16 とし、18 から 40 までを 1 ずつ繰り上

熊 本 県
印 事 知
計量検定所専用

縦 27 横 27

上げ、39 の次に「 40 」を加える。

熊 本 県
産 業 技 術 セ
ン タ ー 所 長
計量検定部専用

縦 21 横 21

(熊本県文書規程の一部改正)

- 6 熊本県文書規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号)の一部を次のように改正する。
第 6 条第 2 項中「事務吏員」及び「事務吏員(事務吏員を置かない地方出先機関にあっては技術吏員)」を「職員」に改め、同条第 4 項中「事務吏員」及び「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

別表第 1 の 1 本庁の項中「人事課 人 行政経営課 行経」を「人事課 人 総務事務センター 総セ 行政経営課 行経」に改め、

「水俣病対策課 水俣対」を「水俣病保健課 水俣保 に、
水俣病審査課 水俣審」

「交通安全・青少年課 交青」を「交通・くらし安全課 交安」に改める。

別表第 1 の 2 地方出先機関の項中「熊本県新幹線熊本事務所 新幹熊」、「熊本県立保健学院 保学」及び「熊本県計量検定所 計量」を削り、「熊本県工業技術センター 工セ」を「熊本県産業技術センター 産セ」に改め、「熊本県食品加工研究所 食研」を削り、「熊本県熊本駅周辺整備事務所 熊駅整」を「熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所 新駅整」に改める。

(熊本県職員被服類貸与規程の一部改正)

- 7 熊本県職員被服類貸与規程(昭和 38 年熊本県訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「事務吏員」を「職員」に改める。

別表中「及び保健学院」を削り、「生産技術科」を「精密機械技術科」に、「産業機械科」を「機械制御技術科」に、「助教授」を「准教授」に、「電子技術科」を「電子情報技術科」に、「情報技術科」を「情報通信技術科」に、「映像システム技術科」を「情報映像技術科」に改める。

別表職員の範囲の欄中工業技術センターの研究業務に従事する者の項を次のように改める。

産業技術センターの研究業務に従事する者	分析業務に従事する者	予防衣	1	1
		ズボン	1	1
	食品の加工試作に従事する者	作業服(上下)	1	1
		帽子	1	1
その他の業務に従事する者	作業服(上下)	1	1	

別表職員の範囲の欄中食品加工研究所の研究業務に従事する者の項を削る。

(熊本県立こころの医療センター処務規程の一部改正)

- 8 熊本県立こころの医療センター処務規程(昭和 50 年熊本県訓令第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 センターに、健康福祉審議員を置くことができる。

第 4 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 健康福祉審議員は、上司の命を受け、健康福祉に関する重要な事項を審議する。
(熊本県立農業大学校処務規程の一部改正)
- 9 熊本県立農業大学校処務規程(昭和 58 年熊本県訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 6 項及び第 4 条第 6 項中「助教授」を「准教授」に改める。
第 7 条第 3 項中「吏員」を「職員」に改める。
(熊本県立技術短期大学校処務規程の一部改正)
- 10 熊本県立技術短期大学校処務規程(平成 9 年熊本県訓令第 37 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 項中「生産技術科、産業機械科、電子技術科、情報技術科及び映像システム技術科」を「精密機械技術科、機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科」に改め、同条第 4 項中「生産技術科、産業機械科、電子技術科、情報技術科及び映像システム技術科」を「短期大学校」に、「助教授」を「准教授」改める。
第 4 条第 4 項中「助教授」を「准教授」に改める。
第 6 条第 1 項ただし書を削る。
第 7 条第 3 項中「吏員」を「職員」に改める。
(熊本県国保・老人医療室設置規程の一部改正)
- 11 熊本県国保・老人医療室設置規程(平成 18 年熊本県訓令第 30 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号を次のように改める。
(1) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の施行に関すること(保健事業に係るものを除く。)
(熊本県政策企画室設置規程の一部改正)
- 12 熊本県政策企画室設置規程(平成 18 年熊本県訓令第 33 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項中「農林水産政策」を削る。
(熊本県流通企画室設置規程の一部改正)
- 13 熊本県流通企画室設置規程(平成 18 年熊本県訓令第 35 号)の一部を次のように改正する。
第 5 条第 3 項「園芸生産・流通課長が 定した事項」を「園芸生産・流通課長が指定した事項」に改める。

熊本県訓令第 13 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 30 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条中「別表第 3」を「別表第 3 から別表第 5 まで」に改める。
別表第 1 出納長専決事項の欄第 13 号中「寄附採納」の次に「(熊本県物品取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 20 号)第 9 条の規定による物品の寄附を除く。)」を加える。
別表第 2 管理調達課の項第 2 項出納局長専決事項の欄中第 1 号を第 3 号とし、第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- 1 熊本県物品取扱規則第 9 条の規定による寄附の承認をすること。
- 2 熊本県物品取扱規則第 17 条の規定による貸付け、譲与又は譲渡の承認をすること。

別表第 3 会計課の項第 2 項を次のように改める。

2 支出負担行為の合議に関すること。	別表第 4 出納長決裁事項の欄に定めるとおり	別表第 4 出納局長専決事項の欄に定めるとおり	別表第 4 課長専決事項の欄に定めるとおり	別表第 4 係長専決事項の欄に定めるとおり
--------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------------

別表第 3 会計課の項中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次のように加える。

3 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。	別表第 5 出納長決裁事項の欄に定めるとおり	別表第 5 出納局長専決事項の欄に定めるとおり	別表第 5 課長専決事項の欄に定めるとおり	別表第 5 係長専決事項の欄に定めるとおり
-----------------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------------

別表第 3 管理調達課の項第 2 項を削る。
別表第 3 の次に次の 2 表を加える。

別表第4(第7条関係)

		支出負担行為の合議			
		出納長決裁事項	出納局長専決事項	課長専決事項	係長専決事項
報償費		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	30万円を超え 100万円未満	
交際費		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	30万円を超え 100万円未満	
需用費	食糧費(会食に要する費用に限る。)	2,000万円以上	200万円以上 2,000万円未満	200万円未満	
	食糧費(会食に要する経費及び被留置者、入院患者、被收容者等の膳費を除く。)並びに賄材料費(単価契約により支出するものを除く。)	2,000万円以上	200万円以上 2,000万円未満	10万円を超え 200万円未満	
	一般需用費(光熱水費に限る。)				30万円を超えるもの
	一般需用費(用品調達基金から支出する経費に限る。)			30万円を超えるもの	
	その他	2,000万円以上	200万円以上 2,000万円未満	30万円を超え 200万円未満	
役務費	一般役務費(電報料及び電話料に限る。)				30万円を超えるもの
	一般役務費(電報料及び電話料を除く。)		100万円以上	30万円を超え 100万円未満	
委託料		1億円以上	2,000万円以上 1億円未満	100万円を超え 2,000万円未満	
使用料及び賃借料	リース契約に限る。	2,000万円以上	400万円以上 2,000万円未満	30万円を超え 400万円未満	
	リース契約を除く。	1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	30万円を超え 100万円未満	
工事請負費		2億円以上	1億円以上 2億円未満	1000万円を超え 1億円未満	
原材料費		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	100万円を超え 1,000万円未満	
公有財産購入費		1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	500万円を超え 5,000万円未満	
備品購入費		2000万円以上	200万円以上 2000万円未満	30万円を超え 200万円未満	
負担金、補助及び交付金	負担金	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満	30万円を超え 500万円未満	
	補助金	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	500万円を超え 1,000万円未満	
	交付金	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円を超え 1,000万円未満	
扶助費			1,000万円以上	30万円を超え 1,000万円未満	
貸付金		1億円以上	2,000万円以上 1億円未満	300万円を超え 2,000万円未満	
補償、補填及び賠償金	補償金に限る。	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	100万円を超え 5,000万円未満	
	補填金に限る。	1,000万円以上	200万円以上 1,000万円未満	100万円を超え 200万円未満	
投資及び出資金		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
積立金		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
寄附金		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	

(注) この表は、別表第3に規定する会計課の分掌事務のうち「2 支出負担行為の合議に関すること」について適用する。

別表第5(第7条関係)

項 目		支出負担行為の確認及び支出命令の審査				
		出納長決裁事項	出納局長専決事項	課長専決事項	係長専決事項	
1	報酬			全 額		
2	給料			全 額		
3	職員手当			全 額		
4	共済費			全 額		
5	災害補償費			全 額		
6	恩給及び退職年金			全 額		
7	賃金			全 額		
8	報償費	報償金等	1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
		報償品(用品調達基金に支出する経費に限る。)			全 額	
		報償品(用品調達基金に支出する経費を除く。)		1,000万円以上	1,000万円未満	
9	旅費			外国旅行に限る。	外国旅行に係るものを除く。	
10	交際費	契約により支出する経費		1,000万円以上	1,000万円未満	
		その他の経費	1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
11	需用費	用品調達基金に支出する経費			全 額	
		用品調達基金から支出する経費及び光熱水費			全 額	
		単価契約又は長期継続契約により支出する経費並びに食糧費のうち被留置者、入院患者、被収容者等の購費、一般需用費のうち定期刊行物(1部又は1冊当たりの価格が通常一定しているものを除く。)及び例規集等の追録の代価	2,000万円以上	200万円以上 2,000万円未満	200万円未満	
		その他の経費		2,000万円以上	2,000万円未満	
12	役務費	単価契約又は長期継続契約により支出する一般役務費及び保険料		100万円以上	100万円未満	
		一般役務費(電報料及び電話料に限る。)			全 額	
		一般役務費(電報料及び電話料を除く。)			全 額	
13	委託料	法令の規定又は単価契約により支出する経費	1億円以上	2,000万円以上 1億円未満	2,000万円未満	
		その他の経費		2,000万円以上	2,000万円未満	
14	使用料及び賃借料	単価契約により支出する経費	1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
		その他の経費(リース契約により支出するものに限る。)		2,000万円以上	2,000万円未満	
		その他の経費(リース契約により支出するものを除く。)		1,000万円以上	1,000万円未満	
15	工事請負費		1億円以上	1億円未満		
16	原材料費	単価契約により支出する経費	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	
		その他の経費		2,000万円以上	1,000万円未満	
17	公有財産購入費		1億円以上	1億円未満		

般の支出に係るもの

18 備品購入費	単価契約により支出する経費	2,000万円以上	200万円以上 2,000万円未満	200万円未満	
	用品調達基金に支出する経費			全 額	
	その他の経費		2,000万円以上	2,000万円未満	
19 負担金、補助及び交付金	負担金(契約により支出するものに限る。)		2,000万円以上	2,000万円未満	
	負担金(契約により支出するものを除く。)	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満	500万円未満	
	補助金		5,000万円以上	5,000万円未満	
	交付金		2,000万円以上	2,000万円未満	
20 扶助費	現物給付に要する経費(単価契約によるものに限る。)		1,000万円以上	1,000万円未満	
	現物給付に要する経費(単価契約以外の契約によるものに限る。)			全 額	
	その他の経費		1,000万円以上	1,000万円未満	
21 貸付金	母子福祉資金貸付金及び専婦福祉資金貸付金	1億円以上	2,000万円以上 1億円未満	2,000万円未満	
	その他の貸付金		1億円以上	1億円未満	
22 補償、補填及び賠償金	補償金		1億円以上	1億円未満	
	補填金		1,000万円以上	1,000万円未満	
	賠償金	1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	
23 償還金、利子及び割引料		5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	
24 投資及び出資金			1,000万円以上	1,000万円未満	
25 積立金			1,000万円以上	1,000万円未満	
26 寄附金			1,000万円以上	1,000万円未満	
27 公課費				全 額	
28 繰出金		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	
戻入金に係るもの				全 額	
歳入歳出外現金に係るもの				全 額	
基金に係るもの		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	

備考 熊本県会計規則第30条の規定による過誤納金の戻出決定の審査に係る専決事項については、戻入金の例による。

(注) この表は、別表第3に規定する会計課の分掌事務のうち「3 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること」について適用する。

附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 14 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県八代児童相談所処務規程（昭和 45 年熊本県訓令第 4 号の 4）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「第 27 条第 1 項の措置及び同条第 2 項の委託」を「第 27 条第 1 項の規定による措置及び同条第 2 項の規定による委託」に改め、同号を同条第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 の規定による障害児施設給付費及び第 24 条の 7 の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給決定に関すること。

第 4 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

（13）児童福祉法第 57 条の 3 及び第 57 条の 4 の規定による障害児施設給付費等の支給のための調査を行うこと。

第 5 条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 15 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 5 条児童相談課の項第 2 号中「（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、「第 27 条第 1 項の措置及び同条第 2 項の委任」を「第 27 条第 1 項の規定による措置及び同条第 2 項の規定による委任」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 の規定による障害児施設給付費及び第 24 条の 7 の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給決定に関すること。

第 6 条中第 26 号を第 31 号とし、第 23 号から第 25 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 22 号を第 26 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（27）児童福祉法第 57 条の 3 及び第 57 条の 4 の規定による障害児施設給付費等の支給に係る調査に関すること。

第 6 条第 21 号の次に次の 4 号を加える。

（22）児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児施設給付費の支給に関すること。

（23）児童福祉法第 24 条の 6 第 1 項の規定による高額障害児施設給付費の支給に関すること。

（24）児童福祉法第 24 条の 7 第 1 項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給に関すること。

（25）児童福祉法第 24 条の 20 第 1 項の規定による障害児施設医療費の支給に関すること。

附則第 2 項の見出し中「熊本県中央児童相談所」を「熊本県女性相談センター」に改め、同項中「福祉総合相談所」を「相談所」に改める。

附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 16 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 17 号中「以外の委託」の次に「並びに肥料及び飼料の購入」を加え、同項第 18 号中「購入」の次に「（前号の規定による肥料及び飼料の購入を除く。）」を加える。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 17 号

本庁各部（局）各課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県旅券センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県旅券センター設置規程の一部を改正する訓令
熊本県旅券センター設置規程（平成 2 年熊本県訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改める。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 18 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県水産研究センター処務規程（平成 2 年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項を削る。
第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。
第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り上げる。
第 5 条総務課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。
（6） 試験調査船の運行及び維持管理に関すること。
第 5 条内水面研究所の項を削る。
第 6 条第 1 項第 23 号中「船舶の」を「試験調査船の運行及び」に改め、同条第 2 項を削る。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 19 号

本庁各部（局）各課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令
平成 19 年 3 月 30 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
天草地域ダム建設事務所処務規程（平成 9 年熊本県訓令第 39 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。
第 5 条中用地課の項を削り、工務課の項に次の 1 号を加える。
（2） 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 20 号

本庁各部（局）各課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県景観整備室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日
熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県景観整備室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県景観整備室設置規程（平成 13 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県景観公園室設置規程

第 1 条中「及び環境緑化」を「、環境緑化及び公園」に、「景観整備室」を「景観公園室」に改める。

第 2 条中「分掌事務は」を「分掌事務は、」に改め、同条第 1 号中「及び環境緑化」を「、環境緑化及び公園」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 21 号

本庁各部（局）各課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程

第 1 条中「熊本県熊本駅周辺整備事務所」を「熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 総務課
- (2) 用地第一課
- (3) 用地第二課
- (4) 用地第三課
- (5) 街路整備課
- (6) 連立事業課

第 3 条第 1 項中「土木審議員、次長」を「次長、土木審議員」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(分掌事務)

第 5 条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 経理に関する事。
- (5) 財産に関する事。
- (6) その他他課に属しないこと。

用地第一課

- (1) 熊本駅周辺地域等の街路等に係る用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（用地第三課の分掌事務に係るものを除く。）。

用地第二課

- (1) 九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）鉄道建設事業並びに熊本駅周辺地域における連続立体交差事業並びにそれに関連する事業の用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（用地第三課の分掌事務に係るものを除く。）。

用地第三課

- (1) 土地収用等に関する事。
- (2) 熊本駅周辺地域等の街路等に係る用地の取得及び地上物件等の補償が困難なものに関する事。
- (3) 九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）鉄道建設事業並びに熊本駅周辺地域における連続立体交差事業並びにそれに関連する事業の用地の取得及び地上物件等の補償が困難なものに関する事。

街路整備課

- (1) 熊本駅周辺地域等の街路等の整備に係る計画、調整及び工事の調査、設計、監督、受託施工等に関する事。

連立事業課

- (1) 熊本駅周辺地域における連続立体交差事業並びにそれに関連する事業の整備に係る計画、調整及び工事の調査、設計、監督、受託施工等に関する事。

第 6 条第 26 号及び第 27 号中「買収」を「買収、使用」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ所長が指定した事項については、第 3 条第 1 項に規定する役付職員（次長及び土木審議員に限る。）のうちから、所長があらかじめ指定した者が専決することができる。

- 3 前項の規定により専決した事項については、所長に報告しなければならない。
第 7 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 22 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本県税事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「事業税係及び間税係」を「課税第一係及び課税第二係」に改め、同条第 6 項中「不動産第一係及び不動産第二係」を「課税第三係及び課税第四係」に改める。

附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 23 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「調整係及び振興係」を「調整振興係」に改める。
第 6 条各課共通に属する事項中第 30 号を第 31 号とし、第 12 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 証明書、身分証明書等の交付に関すること。
附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 24 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項管理課の項第 1 号中「一般公共海岸区域」の次に「、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）」を加え、同項第 2 号中「海岸保全区域」の次に「、港湾区域、港湾隣接地域」を加える。

第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項第 22 号及び第 23 号中「買収」を「買収、使用」に改め、同項管理課に属する事項の項第 1 号中「港湾区域及び」を削り、同項同事項の項第 7 号中「制限行為の許可」の次に「及び砂防設備の占用の許可」を加え、同項同事項の項中第 23 号を第 24 号とし、第 13 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 港湾法第 37 条の規定に基づく港湾区域及び港湾隣接地域における土砂の採取の許可及び土砂採取料等の徴収に関すること。

附 則
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 25 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項総務部総務振興課の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 21 号を削り、第 22 号を第 20 号とし、第 23 号を第 21 号とし、第 24 号を第 22 号とし、同項第 25 号中「連絡調整及び助言等」を「連絡調整等」に改め、同号を同項第 23 号とし、同項中第 26 号から第 28 号までを削り、第 29 号を第 24 号とし、第 30 号を第 25 号とする。

第 6 条第 1 項保健福祉環境部総務企画課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 食育推進の連絡調整に関すること。

第 6 条第 1 項保健福祉環境部福祉課の項第 13 号を次のように改める。

(13) 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。

第 6 条第 1 項土木部工務課の項に次の 1 号を加える。

(8) 五木ダムに係る建設工事の調査、設計及び監督に関すること（八代地域振興局及び球磨地域振興局に限る。）。

第 6 条第 1 項土木部維持管理課の項第 1 号中「一般公共海岸区域」の次に「、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）」を加え、同項第 2 号中「海岸保全区域」の次に「、港湾区域、港湾隣接地域」を加える。

第 7 条第 1 項総務部総務振興課に属する事項の項中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とし、同項農林（水産）部農業振興課に属する事項の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号を 1 号ずつ繰り上げ、同項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第 3 号イ中「法第 12 条」を「法第 13 条」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第 12 条第 1 項の規定に基づき工事（造成面積が 5 万平方メートル未満のものに限る。）の計画を変更しようとするときの許可をすること（部長専決事項に係るものを除く。）。

ウ 法第 12 条第 2 項の規定に基づき工事（造成面積が 5 万平方メートル未満のものに限る。）の計画の軽微な変更をしたときの届出を受理すること（部長専決事項に係るものを除く。）。

第 7 条第 1 項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第 3 号に次のように加える。

オ 法第 15 条の規定に基づき工事等（造成面積が 5 万平方メートル未満のものに限る。）の届出を受理すること（部長専決事項に係るものを除く。）。

第 7 条第 2 項各課共通に属する事項の項第 31 号及び第 32 号中「買収」を「買収、使用」に改め、同項総務部総務振興課に属する事項の項第 11 号から第 13 号までを削り、同項土木部維持管理課に属する事項の項第 1 号中「港湾区域及び漁港区域」を「漁港区域」に改め、同項土木部維持管理課に属する事項の項第 7 号中「制限行為の許可」の次に「及び砂防設備の占用の許可」を加え、同項同事項の項中第 25 号を第 26 号とし、第 13 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 港湾法第 37 条の規定に基づく港湾区域及び港湾隣接地域における土砂の採取の許可及び土砂採取料等の徴収に関すること（宇城地域振興局、玉名地域振興局、八代地域振興局、芦北地域振興局及び天草地域振興局に限る。）。

別表熊本県宇城地域振興局の項中「衛生係」を削り、
環境係

同表熊本県鹿本地域振興局の項中「保健指導係 及び「道路河川係」を削り、
健康増進係

同表熊本県菊池地域振興局の項中「衛生係 及び「保健指導係」を削り、
環境係 健康増進係

同表熊本県阿蘇地域振興局の項中「衛生係 及び「保健指導係」を削り、
環境係 健康増進係

同表熊本県上益城地域振興局の項中「衛生係」を削り、「国道係」を「道路係」に改め、
環境係 県道係 治水係

同表熊本県芦北地域振興局の項中「保健指導係」を削り、
健康増進係

同表熊本県球磨地域振興局の項中「保健指導係」を削り、「国道係」を「道路係」に改め、
健康増進係 県道係 治水係

改め、同表熊本県天草地域振興局土木部の項中「第一係」を削り、
第二係

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 26 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県法制室設置規程（平成 13 年熊本県訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号中「法規」の次に「、政策法務」を加え、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
（4）文書の審査に関すること。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 27 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県防災消防航空センター処務規程（平成 13 年熊本県訓令第 31 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「吏員」を「職員」に改める。
第 8 条（見出しを含む。）中「防災消防課長」を「危機管理・防災消防総室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 28 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令
くまもと県民交流館処務規程（平成 14 年熊本県訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。
（11）特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の施行に関すること。
第 5 条中第 22 号を第 30 号とし、第 21 号の次に次の 8 号を加える。
（22）特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人（以下この項において「法人」という。）の設立の認証をすること。
（23）特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の規定により定款の変更の認証をすること。
（24）特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出の受理に関すること。
（25）特定非営利活動促進法第 30 条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。
（26）特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項の規定により法人の解散の認定をすること。
（27）特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の規定により法人の解散に伴う残余財産の譲渡の認証をすること。
（28）特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により法人の合併の認証をすること。
（29）特定非営利活動促進法に基づく届出の受理に関すること。

第 6 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 29 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県生活習慣病対策室設置規程を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県生活習慣病対策室設置規程
（設置）
第 1 条 生活習慣病対策の推進に関する事務を処理するため、健康福祉部健康づくり推進課に生活習慣病対策室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活習慣病対策の推進に関すること。

(2) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の施行に関すること(保健事業に係るものに限る。)

(3) 老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)の施行に関すること(老人医療制度に係るものを除く。)

(職員)

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 室長は、健康福祉部健康づくり推進課長の命を受け、事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康づくり推進課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、健康づくり推進課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康づくり推進課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 30 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令

熊本県職員服務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中「25 の項」を「24 の項」に改め、「若しくは 24 の項に規定する場合」を削る。

第 13 条の 6 第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 8 号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

